

○南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例

令和4年3月18日条例第13号

南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民の健康の増進及びスポーツの推進を図るため、南伊豆町加納テニスコート（以下「テニスコート」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 テニスコートの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南伊豆町加納テニスコート	南伊豆町加納321番1

(管理)

第3条 テニスコートは、南伊豆町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 テニスコートは、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用時間)

第4条 テニスコートの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 テニスコートを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) テニスコートの施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的とする利用であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 テニスコートの使用料は、南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例（昭和56年条例第10号）

を適用する。

(利用権の譲渡禁止)

第8条 第5条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、テニスコートの利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 テニスコートの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事故の責任)

第12条 教育委員会は、この条例若しくはこの条例に基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故又は管理上の責に帰さない事故については、一切その責を負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。